

【よくあるご質問】

Q1 指定校以外の学校に入学を希望しています。その学校に上の子（兄姉）が在学していますが、下の子（弟妹）も同じ学校へ入学できますか？

- ① 「上のお子さんが、下のお子さんの入学時に在学している場合」
指定校変更許可基準（兄弟姉妹関係）で変更を許可できます。
隣接校選択制希望申請結果が不許可の場合、指定校変更申請をしていただければ、同じ学校へ入学できます。
- ② 「上のお子さんが、下のお子さんの入学時にすでに卒業している場合」
指定校変更許可基準（兄弟姉妹関係）での変更は許可できません。
ただし、その他指定校変更許可要件がある場合は、変更を許可できますので、学務課へお問い合わせください。

Q2 下の子（弟妹）が隣接校に入学した場合、別の学校に通っている上の子（兄姉）も同じ隣接校へ転校できますか？

指定校変更許可基準（兄弟姉妹関係）で変更を許可できます。
指定校変更申請をしていただくことにより、同じ学校へ転校することができます。

Q3 隣接校に入学できることになったが、入学前に引っ越しをしました。予定通り隣接校に入学できますか？

- ① 「入学予定の隣接校が転居先（新住所）の指定校の隣接校の場合」
予定通り隣接校に入学できます。
- ② 「入学予定の隣接校が転居先（新住所）の指定校の隣接校ではない場合」
隣接校への就学の指定を取り消しますので、隣接校への入学はできません。指定校への入学となります。
※ 入学前にお引越しの予定がある場合は、事前に学務課へお問い合わせください。

Q4 希望する隣接校が指定校区の人数または入学見込み人数で定員枠を超えています。
希望申請できますか？

希望する隣接校が、指定校区の人数または入学見込み人数で定員枠を超えている場合でも、希望申請することはできます。
隣接校は定員枠内での受け入れですが、指定校区の児童生徒で隣接校への就学が認められる時は、指定校区の人数または入学見込み人数から除きます。その場合、指定校区の人数または入学見込み人数が定員枠より少なくなることもあります。

Q5 隣接校へ入学できることになったが、指定校への入学に変更できますか？

指定校への入学に変更する場合は、保護者が学務課窓口で隣接校の取下げ申請をしてください。
ただし、取下げ申請後、再度、隣接校に変更することはできません。
入学に向けての準備がありますので、できる限り2月末までに取下げ申請をしてください。

Q6 「〇〇中学校小中一貫教育グループ」内の小学校から、グループ内の中学校に、そのまま入学できますか？

那覇市小中一貫教育グループ校は、グループの中学校へ入学する制度ではありません。住所から指定される指定校への入学が原則です。指定校以外の学校へ入学希望なら、隣接校選択制の希望申請で許可を受ける、または、指定校変更の要件に該当し、指定校変更申請後、許可を受けることが必要です。